

○木更津市発注予定工事の公表に関する要領

(平成13年4月1日決定)

改正	平成15年 3月31日	平成21年 4月 1日
	平成16年 3月19日	平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条及び第6条に規定する、発注することが見込まれる工事の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 木更津市が発注する予定の工事のうち、予定価格が130万円を超える工事を公表の対象とする。ただし、公表の時点で発注見通しのたっていない工事は除く。

(公表事項)

第3条 公表事項は、入札及び契約の方法、工事の名称、工事の場所、工事の種別、工事期間、工事の概要及び入札時期（契約締結時期）とする。

(公表時期)

第4条 公表は毎年度4月1日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる工事について行うものとする。

2 当初公表事項に変更がある場合は、10月1日を目途として変更後の当該事項を公表するものとする。

(公表方法)

第5条 公表の方法は次のとおりとする。

- (1) 閲覧及び木更津市ホームページ掲載による公表とし、別記様式に準じた様式により公表するものとする。
- (2) 前条第2項の公表方法は、前号の規定を準用する。
- (3) 公表期間は、公表した年度の3月31日までとする。

2 前項の規定による閲覧は、次のとおり行うものとする。

- (1) 閲覧場所 木更津市役所総務部管財課
- (2) 閲覧日 木更津市の休日を定める条例（平成元年木更津市条例第25号）第1条第1

項に規定する市の休日を除く日

(3) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

（閲覧図書の複写）

第6条 閲覧図書の複写の要望があった場合は、閲覧図書を貸し出し、市役所本庁舎内の有料複写機において閲覧者自身により複写させるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第5条第1項）

年度 木更津市発注予定工事

公表年月日	
発注部課名	

入札及び契約の方法	工事の名称	工事の場所	種別	工事期間	工事の概要	入札時期 (契約締結時期)